

申 請 概 要

1 申請者

一般社団法人電気通信事業者協会（会長 高橋 誠）
（基礎的電気通信役務支援機関。以下「支援機関」という。）

2 申請年月日

令和6年9月19日

3 申請の概要

支援機関が、第一号基礎的電気通信役務のユニバーサルサービス制度に基づく第一種交付金及び第一種負担金について次の認可を受けようとするもの。

- ① 電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第109条第1項の規定に基づく東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）に交付する第一種交付金の額及び交付方法の認可
- ② 法第110条第2項の規定に基づく第一種負担金を納付すべき接続電気通信事業者等※ごとの第一種負担金の額及び徴収方法の認可

※ 前年度の電気通信事業収益が10億円を超え、かつ、加入電話との相互接続通話を提供する電気通信事業者（令和6年8月末現在 20社）

3① 法第 109 条第 1 項の規定に基づく第一種交付金の額及び交付方法

ア 第一種交付金の額

支援機関は、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号。以下「算定規則」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、第一種交付金の額を算定する。

（１）補填対象額

	ＮＴＴ東日本	ＮＴＴ西日本	ＮＴＴ東日本及び ＮＴＴ西日本合計
加入電話に係る加入者回線（基本料）	１８．０億円	１０．１億円	２８．１億円
第一種公衆電話に係るもの	２０．２億円	１５．１億円	３５．３億円
加入電話に係る緊急通報	０．２億円	０．１億円	０．３億円
合 計※	３８．３億円	２５．４億円	６３．７億円

※ 数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計の数値と内訳の計については一致しない場合がある。

（参考）昨年申請に係るＮＴＴ東日本及びＮＴＴ西日本の合計補填額 ６７．２億円

注１ 加入電話に係る加入者回線（基本料）について

加入電話に係る加入者回線（基本料）の原価は、算定規則第 15 条第 1 項の規定により通知された手順に基づいて算出された原価から小笠原母島ビルと大崎ビル間、式根島ビルから大崎ビル間のき線点ＲＴ－ＧＣ間伝送路に係る費用を除いて算定している。このため、算定規則第 3 条ただし書の規定に基づく許可申請が本件申請と併せ行われている。

注２ 令和 6 年能登半島地震に係る特別損失について

ＮＴＴ西日本は令和 5 年度決算において、特別損失として令和 6 年能登半島地震による災害特別損失を計上しており、このうち基礎的電気通信役務に係る費用を算入した原価を用いて算定している。

このため、算定規則第 3 条ただし書の規定に基づく許可申請が本件申請と併せ行われている。

(参考) N T T 東日本及びN T T 西日本の令和 5 年度基礎的電気通信役務収支表

(億円、括弧内は対前年度増減率)

	N T T 東日本			N T T 西日本		
	営業収益	営業費用	営業利益	営業収益	営業費用	営業利益
加入電話	1, 275 (−6%)	1, 504 (−5%)	−228	1, 222 (−8%)	1, 521 (−8%)	−298
基本料	1, 275 (−6%)	1, 502 (−5%)	−227	1, 222 (−8%)	1, 520 (−8%)	−297
緊急通報	−	1 (−5%)	−1	−	1 (−8%)	−1
第一種公衆電話	2 (−25%)	22 (−11%)	−20	1 (−24%)	15 (−12%)	−14
市内通話	2 (−25%)	22 (−11%)	−20	1 (−24%)	15 (−12%)	−14
離島特例通信	0 (−58%)	0 (−29%)	−0	0 (−45%)	0 (−34%)	−0
緊急通報	−	0 (+6%)	−0	−	0 (+9%)	−0
計	1, 278 (−6%)	1, 526 (−5%)	<u>−248</u>	1, 224 (−8%)	1, 536 (−8%)	<u>−312</u>

(2) 各第一種適格電気通信事業者に対する第一種交付金の額の算定

○ N T T 東日本に対する第一種交付金の額

= 3 8 . 3 億円 − N T T 東日本の算定自己負担額※

○ N T T 西日本に対する第一種交付金の額

= 2 5 . 4 億円 − N T T 西日本の算定自己負担額※

※ N T T 東日本及びN T T 西日本を接続電気通信事業者等とみなし、算定規則第 27 条第 1 項及び第 2 項の規定を適用して第一種負担金の額を算定した場合の負担額。

イ 交付方法

(1) 交付手段

銀行振込（振込手数料は、支援機関が負担）

(2) 第一種交付金の額の通知

前年度の最終算定月の 3 か月後から最終算定月の 3 か月後までの間、毎月、各第一種適格電気通信事業者に対して第一種交付金の額の通知を行う。

なお、前年度の最終算定月の 3 か月後に各第一種適格電気通信事業者に対して通知する第一種交付金の額は、算定規則第 27 条第 2 項に規定する「残余の額」に係るものとする。

(3) 第一種交付金の交付期限

第一種交付金の額を通知した月の翌月までに、支援機関が各第一種適格電気通信事業者に対して第一種交付金を交付する。

(4) 各月の各第一種適格電気通信事業者に対する第一種交付金の額の計算方法

- ① 前年度の最終算定月の3か月後から最終算定月の2か月後までの間、毎月、第一種適格電気通信事業者に対して通知を行う第一種交付金の額の計算方法

= 第一種負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた各月の当該第一種適格電気通信事業者に係る第一種負担金の額の合計額

$$\times \left[\frac{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補填対象額}}{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補填対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額を補填対象額の割合で案分した額}} \right]$$

- ② 最終算定月の3か月後に第一種適格電気通信事業者に対して通知を行う第一種交付金の額の計算方法

= (第一種負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等の当該第一種適格電気通信事業者に係る第一種負担金の総額 - 前年度の最終算定月の3か月後から最終算定月の2か月後までに第一種負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた当該第一種適格電気通信事業者に係る第一種負担金の総額)

$$\times \left[\frac{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補填対象額}}{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補填対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額を補填対象額の割合で案分した額}} \right]$$

※ 各接続電気通信事業者等の第一種負担金の総額(第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の合計額をいう。)又は各第一種適格電気通信事業者の第一種負担金の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合(3%)を超える場合は、次の金額を控除する。

「①及び②の合計額」 - 「算定規則第5条第2項の規定により算定した額(整数未満の端数は、四捨五入)」

※ ①及び②において、整数未満の端数があるときは四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

(5) 第一種交付金の交付の特例

第一種交付金の交付期限までに、第一種負担金を納付すべき接続電気通信事業者等につき、算定規則第 22 条第 1 項各号（会社更生法の適用等）に規定する事由が生じた場合、同項の規定に基づき、第一種交付金を減額することができる。ただし、当該事由の発生した接続電気通信事業者等から第一種負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、同条第 2 項の規定に基づき、案分して算定した額を第一種交付金として速やかに第一種適格電気通信事業者に交付する。

(6) 支援機関の第一種交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第一種交付金の交付に係る銀行口座については、預金額の全額保障、振込先の限定等のセキュリティ対策を講ずるものとする。

ウ その他

算定規則第 3 条ただし書の規定に基づき、総務大臣の許可を得た場合は、上記の記載によらず許可を得た方法により第一種交付金の額を算定し、第一種交付金を交付することとする。

3② 法第110条第2項の規定に基づく第一種負担金の額及び徴収方法

ア 第一種負担金の額

支援機関は、算定規則第27条第1項及び第2項の規定に基づき、各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額を算定（第一種適格電気通信事業者ごとに算定した次の（a）、（b）及び（c）の合計額）する。

（a）最終算定月前月までの第一種負担金の額

当該接続電気通信事業者等の令和7年1月（予定）末～最終算定月の前月（令和7年11月（予定））の月末の算定対象電気通信番号の総数に番号単価^{※1}を乗じた額

（b）最終算定月の第一種負担金の額

全ての接続電気通信事業者等から令和7年中に徴収すべき額（補填対象額に支援業務費を加えた額）から、最終算定月前月までに納付した全ての接続電気通信事業者等の第一種負担金及び算定自己負担額の合計額（前年度残余额を含む。）を控除した額に、接続電気通信事業者等ごとの最終算定月の月末の算定対象電気通信番号の数が全ての接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の総数に占める割合を乗じた額

（c）当該接続電気通信事業者等の前年度残余额

(※1) 番号単価は平成 18 年総務省告示第 429 号（第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第二十七条第一項に規定する総務大臣が別に告示する方法を定める件）に従って支援機関が算定。補填対象額、支援業務費（令和 6 年度中の費用額（令和 6 年 3 月に認可）から前年度の次期繰越収支差額を差し引いた額）及び前年度過不足額を合算した額を令和 7 年の予測算定対象電気通信番号の総数で除した額を合算番号単価とし、合算番号単価を第一種適格電気通信事業者の補填対象額の割合で案分したものを番号単価とする。

$$\begin{aligned}
 & \text{（NTT 東日本及びNTT 西日本の補填対象額の合計額＋支援業務費} \\
 & \quad \text{－予測前年度過不足額）} \\
 \text{①合算番号単価} &= \frac{\text{令和 7 年の予測算定対象電気通信番号の総数}}{\text{（63.7 億円 ＋ 0.5 億円 －（▲7 億円））}} \\
 &= \frac{29.5 \text{ 億番号数}}{2.4213 \dots \text{ 円}} \Rightarrow \text{2 円（整数未満四捨五入）}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{②NTT 東日本} &= \text{合算番号単価} \times \frac{\text{NTT 東日本の補填対象額}}{\text{NTT 東日本及びNTT 西日本の補填対象額の合計額}} \\
 \text{に係る番号単価} &= 2 \text{ 円} \times \frac{38.3 \text{ 億円}}{63.7 \text{ 億円}} \\
 &= 1.203253960 \dots \text{ 円} \Rightarrow 1.20325396 \text{ 円（小数点以下第 8 位未満四捨五入）}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{③NTT 西日本} &= \text{合算番号単価} \times \frac{\text{NTT 西日本の補填対象額}}{\text{NTT 東日本及びNTT 西日本の補填対象額の合計額}} \\
 \text{に係る番号単価} &= 2 \text{ 円} \times \frac{25.4 \text{ 億円}}{63.7 \text{ 億円}} \\
 &= 0.796746040 \dots \text{ 円} \Rightarrow 0.79674604 \text{ 円（小数点以下第 8 位未満四捨五入）}
 \end{aligned}$$

上記番号単価は、令和 7 年 1 月～同年 6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する。同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価については、平成 18 年総務省告示第 429 号に基づき、令和 7 年 4 月に、算定対象電気通信番号の総数の増減の見込み等を勘案して修正の可否を判断する。

イ 徴収方法

(1) 納付手段

銀行振込（振込手数料は、接続電気通信事業者等が負担）

(2) 負担金の額の通知

接続電気通信事業者等が算定対象電気通信番号を利用した月の3か月後に、支援機関が次に掲げる事項を接続電気通信事業者等に通知する。

- ① 毎月の第一種負担金の額（番号単価に算定対象電気通信番号数を乗じた額）
- ② 第一種負担金の納付期限
- ③ 第一種負担金を納付する口座名義・口座番号

(3) 第一種負担金の納付期限

接続電気通信事業者等が算定対象電気通信番号を利用した月の3か月後の月の25日までとする。

(4) 延滞金の納付

第一種負担金の額に、納付期限の翌日から納付する日までの日数1日につき1万分の4の割合を乗じた延滞金を納付する。

(5) 支援機関の第一種負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第一種負担金の徴収に係る銀行口座については、預金額の全額保障、振込先の限定等のセキュリティ対策を講ずるものとする。

ウ その他

算定規則第3条ただし書の規定に基づき、総務大臣の許可を得た場合は、上記の記載によらず許可を得た方法により第一種負担金の額を算定し、第一種負担金を徴収することとする。